府中都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 ８ 年１０月２８日

府中市長　高　野　律　雄

府中市規則第６３号

府中都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

府中都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和４７年４月府中市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第３号様式（A）中「府中市指定金融機関派出所(市役所内)
府中市役所東部出張所
府中市役所西部出張所」を「府中市役所東部出張所
府中市役所西部出張所」に、「府中市指定金融機関派出所（市役所内)、市役所東部及び西部出張所」を「府中市役所東部出張所及び府中市役所西部出張所」に改める。

第４号様式（A）中「府中市指定金融機関派出所(市役所内)　府中市役所東部出張所　府中市役所西部出張所」を「府中市役所東部出張所
府中市役所西部出張所」に改める。

第１２号様式（A）中「府中市指定金融機関派出所（市役所内）市役所東部、西部出張所」を「府中市役所東部出張所及び府中市役所西部出張所」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。